

主要国・地域における音商標の審査基準（識別力）

参考資料 3

	<識別力の判断> ・音商標について、米国ではありふれた音、韓国では音は一般的に識別力を有しないとされる。			
	米国	EU	豪州	韓国
識別力	・新しいタイプの商標は、本来的に識別力を有する場合があるので、通常の商標と同じ扱いで識別力を判断する。 ・ありふれた音（" commonplace"）は、使用による識別力を証明しなければならない。（審査マニュアル TMEP1202.15 Sound marks）	・識別力の判断は、商標の通常の使用（当該商品・サービスに関係する需要者を代表する平均的な者による使用）に従ってなされるのが一般原則。	・識別力の判断は、通常の商標と同じである。但し、新しいタイプの商標は、本来的に識別力を有しないものもある。 ・音商標については、他の同業者が、出願商標と同一又は類似の商標の使用を求めるか否か、という観点から、識別力の判断で考慮される。（審査マニュアルPart21 6.2egistability of ounds as trade marks）	・2012年3月に改正された審査基準によれば、音は、一般的に需要者に商品の出所表示として認識されず、本来的には、識別力を欠くものとされる。（審査基準第12条④） ・音商標を構成する音が1音又は2音で構成されている場合（ここで、1音とは、1つの音符の音をいう。）には、簡単かつありふれた標章のみからなる商標として拒絶される。（審査基準第11条⑩）
	ドイツ	イギリス	シンガポール	台湾
識別力	・音商標の音の長さについては、上限は存在しない。しかしながら、商標は抽象的に識別力を有している必要があるため、商標の性格に適した長さを超えることは認められない。（ガイド4.3.4）	・音商標の識別力は、商標に接した一般の需要者が、それが指定商品・役務の唯一の特定の出所を表示するものと認識するか否かによって判断される。また、独占適応性の有無についても検討する。（審査マニュアル非伝統的商標4.2及び5.2） ・音商標について、識別力の低い音と識別力のある文字等との結合商標の識別力に関しては、全体観察により判断する。（審査マニュアル非伝統的商標4.1）	・識別力の判断は、通常の商標と同じである。	・説明的な音声、慣用されている音などは識別力がないとされる。（審査基準5.2.3）

主要国・地域における音商標の審査基準（類否）

	<類否の判断> ・米国では通常の商標と同様に、混同を生ずるおそれの有無、豪州では、需要者の一般的な印象によって個別に判断。EUは、職権では類否の判断を行っておらず、異議申立がなされた場合に判断される。 ・韓国は、全体観察を原則としつつ、要部観察も認めている。			
	米国	EU	豪州	韓国
類否	・他人の商標との抵触については、通常商標と同様に、混同を生ずるおそれ（likelihood of confusion）の有無によって判断される。混同を生ずるおそれの有無の判断については、以下の点が考慮される。（審査マニュアルTMEP1207.01Likelihood of Confusion） 1. 標章の全体の外観、称呼、観念、商業的印象の類否 2. 商品・サービスの関連性 3. 商取引経路の類否 4. 対象となる取引者の状況 5. 類似する商品に類似する標章の使用する数や特徴 6. 出願人と先行商標権者との有効な合意	・先行商標との類否判断は、職権では行っておらず、異議申立がなされた場合に判断される。	・類否判断は、通常の商標の場合と同様である。 ・商品・サービスを扱う一般の需要者が受ける全体的な印象によって、判断される。 ・具体的な類否の判断手法については、審査基準に記載がなく、ケースバイケースで判断される。	・2012年3月改正の審査基準において、商標の類否の観察方法は、通常の商標及び新しいタイプの商標のいずれも、全体的、客観的、離隔的观察を原則とするが、商標の構成中、印象的な部分（要部）について重点的に比較することとし、原則として商標の称呼、外観、観念のいずれかが類似して、取引上、商品出所の誤認、混同のおそれを生ずる商標は、類似とみている。（審査基準第21条③） ・音・匂い等は、同じ類型の商標間で、視覚的表現を基準に類否を比較して判断する。（審査基準第21条②）
	ドイツ	イギリス	シンガポール	台湾
類否	・先行商標との類否に関しては、通常の審査段階では審査されず、登録後に第三者から異議申立てがあった場合にはじめて審査官によって判断される。 ・類否判断の基準は、通常の商標の場合と同様である。	・先行商標との類否に関しては、通常の審査段階では審査されず、登録前に第三者から異議申立てがあった場合に審査官によって判断される。 ・類否判断の基準は、通常の商標の場合と同様である。	・類否判断は、通常の商標の場合と同様である。	・音と文字、動きと静止図形などクロスサーチを行う。それぞれ出願された商標見本に基づいてコード番号を付し、それに基づいてクロスサーチが行えるようなシステムとなっている。コード番号は、1人の担当者が判断して付したものを各審査官がチェックして必要に応じて修正を行う。 ・音商標については、検索キーワードは「サウンド・マーク」であり、係属中及び登録された音商標は類否判断のために検索される。音に歌詞が含まれる場合には、識別力を伴う歌詞も検索キーワードである。